

## 災害救助法適用地域の特別お取扱いについて

災害により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害により災害救助法が適用された地域の被災契約者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申出により、保険料のお払込を猶予する期間を最長 6 ヶ月延長いたします。

2. 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払

お申出により、必要書類を一部省略することにより、簡易迅速なお支払をいたします。

※ なお、災害救助法適用地域につきましては、[厚生労働省のホームページ](#)でご確認いただけます。

詳細につきましては、弊社テレホンサービス（フリーダイヤル 0120-652-104）までお問合せください。